

# 大学知的財産本部の整備状況 (平成16年3月現在)

文部科学省  
研究振興局 研究環境・産業連携課

# 大学知財本部の活動は、ほぼ順調。

## 知的財産関係のルールを整備。

大学の現状や地域の実情等を踏まえた、知的財産のマネジメント体制の一環として「知的財産ポリシー」や「利益相反ポリシー」等のルールを整備することが重要。現在、各大学等において、これらのルールを着実に整備をしている。

各大学等における学内ルールの整備状況（大学知的財産本部整備事業の状況調査：平成16年3月より）

- ・「知的財産ポリシー」を平成15年度までに整備済・予定の大学等機関：37件（9件）
- ・「職務発明関係規定」を平成15年度までに整備済・予定の大学等機関：41件（7件）
- ・「利益相反ポリシー」を平成15年度までに整備済・予定の大学等機関：27件（2件）

括弧内の数字は平成15年12月時点での調査結果の件数。

## 知的財産関連活動の情報発信。

大学内の知的財産に関する管理体制、知的財産ポリシー等を産業界等に公開・普及することは、円滑な契約や協定を促す要因となる。現在、知的財産関連の活動に関するホームページの作成や発明状況、技術相談体制を公開する大学が増えてきている。

大学知財本部のホームページを開設している大学 38機関

発明状況や技術相談等のデータベースを構築している大学 40機関

上記の件数は大学知的財産本部整備事業に選定された43機関を対象に平成16年3月時点で調査したもの。

## 大学知財本部とTLOの連携を強化。

大学知財本部とTLOとの関係は、多様な形態があり、それぞれの状況に応じ、最も適切な形態が構築されることが肝要である。各大学においては、知財の活用方策についてこれまでの実績や経験を生かし、円滑なライセンスを実現化すべく連携方法を構築している。

大学知財本部とTLOとの連携方法事例

### 【東京大学の例】

- ・特許管理については、産学官連携推進室（知財本部）が一元管理。機関帰属と特許出願等の判断を知財本部が行い、マーケティングやライセンス等の運用面及び特許出願業務をTLOが担当する。

### 【東北大学の例】

- ・研究推進・知財本部は知財に関する基本方針とルールの方針策定を行う。TLOには、「発明の技術調査及び評価」、「技術移転活動及び契約交渉」を業務委託する。

## ロイヤリティの配分ルールを明確化。

ライセンス等の運用により、還元された発明の補償額の配分を規定することで、発明者に対するインセンティブ及び外部資金の導入による研究の活性化をはかることとしている。

発明補償の事例

### 【東京医科歯科大学の例】

技術移転によりライセンス収入が発生した場合、

大学的財産本部：	(収入総額 × 15%) + 必要経費
発明届出者：	控除後の残額の 1 / 3
発明届出者所属部局：	控除後の残額の 1 / 3
大学：	控除後の残額の 1 / 3

発明届出者が複数の場合は、持分比率のとおり案分。

### 【静岡大学の例】

技術移転によりライセンス収入が発生した場合、

収入が100万円までの場合、

(1)発明届出者：	収入総額 × 50%
(2)発明届出者所属研究室：	(1)控除後の残額の 1 / 3
(3)大学：	(1)控除後の残額の 1 / 3
(4)TLO：	(1)控除後の残額の 1 / 3

収入が100万円を超える場合、

(1)発明届出者：	収入総額 × 25%
(2)発明届出者所属研究室：	(1)控除後の残額の 1 / 3
(3)大学：	(1)控除後の残額の 1 / 3
(4)TLO：	(1)控除後の残額の 1 / 3

# 大学知財本部の整備の事例

## 神戸大学:イノベーション支援本部の例

組織名:イノベーション支援本部

組織体制:・本部長 1名  
・知財マネージャー等の外部人材 4名  
・学内における協力体制・事務局 7名  
計 12名

主な業務:・産学官連携窓口業務  
・知財コーディネート(TLOとの共同作業によるシーズ調査、発明相談等)  
・ベンチャー支援、契約支援  
・各種規定の整備



イノベーション支援本部のある連携創造センター  
(六甲台キャンパス、深江キャンパス)

## 東京工業大学:産学官連携推進本部の例

組織名:産学連携推進本部

組織体制:・本部長 1名  
・知財マネージャー等の外部人材 5名  
・顧問弁護士、弁理士等 3名  
・学内における協力体制・事務局 22名  
計 31名

主な業務:・知財ポリシー等の運用、産学連携活動の企画立案(知財戦略部門)  
・特許出願の適否審査、判断、出願等(知財・技術移転部門)  
・学内研究活動・企業ニーズのマッチング等(リゾン・研究情報部門)  
・ライセンス契約審査、共同・受託契約業務等(契約・法務・研究管理部門)



平成16年1月に行われた産学連携推進本部  
発足記念講演会

# 大学知的財産本部における学内ルールの整備状況について

## (大学知的財産本部整備事業状況調査：平成16年3月より)

大学名	1.産学官連携 ポリシー	2.知的財産 ポリシー	3.職務発明関係	4.発明補償関係	5.共同研究・ 受託研究関係	6.契約書雛型関 係	7.研究成果物 取り扱い関係	8.利益相反 ポリシー	備 考
1 北海道大学									
2 岩手大学									
3 東北大学									
4 筑波大学									
5 群馬大学(代表機関)・ 埼玉大学									
6 東京大学	-								
7 東京医科歯科大学									
8 東京農工大学									
9 東京工業大学	-								
10 東京海洋大学									
11 電気通信大学	-						-		
12 横浜国立大学									
13 山梨大学									
14 静岡大学									
15 名古屋大学									
16 京都大学									
17 大阪大学									
18 神戸大学	-								
19 広島大学									
20 山口大学									
21 徳島大学	-								
22 九州大学									
23 熊本大学									
24 北陸先端科学技術大 学院大学	-								
25 奈良先端科学技術大 学院大学									
26 大阪府立大学ほか2機 関									
27 慶應義塾大学									
28 東海大学ほか2機関									
29 東京理科大学ほか2機 関									
30 日本大学									
31 明治大学									
32 早稲田大学							-		
33 立命館大学									
34 国立情報学研究所他 12機関									
35 新潟大学ほか4機関									
36 金沢大学									
37 信州大学									
38 岐阜大学									
39 名古屋工業大学									
40 豊橋技術科学大学									
41 岡山大学									
42 九州工業大学									
43 東京都立大学ほか3機 関									

欄内の項目については、○：整備済み、△：平成15年度までに整備予定、◇：平成16年度以降に整備予定・検討中。

産学官連携ポリシー欄において「-」となっているものについては、ほとんどが知的財産ポリシーに統合されているものである。

# 大学知的財産本部整備事業の実施状況

(平成16年3月現在)

文部科学省  
研究振興局  
研究環境・産業連携課  
技術移転推進室

## 「大学知的財産本部整備事業」実施状況調査の目的

平成15年度から実施している「大学知的財産本部整備事業」では、本年度の上半期において、34件の構想が採択され、また、「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」として9件が対象機関として選定された。選定された機関は、平成15年8月に事業の委託契約を締結し、本格的な事業が開始されている。

また、事業の選定の有無に係わらず、多くの大学等機関において知的財産ルールの明文化やセミナーが開催されるなど、知的財産のための体制整備の機運が高まっている。  
このため、現在の実施状況を調査し、もって知的財産体制の整備を検討している大学等機関へ情報提供等を行うものである。

## 「大学知的財産本部整備事業」実施状況調査の概要

「大学知的財産本部整備事業」の選定機関に対し、基本的な組織体制やルール等の整備状況、今後の具体的な体制の考え方について現在の状況を調査する。調査した結果については概要にまとめ、大学等機関に提示する。

### 調査対象時期

- ・ 調査時点                   平成16年3月中旬現在
- ・ 調査開始月日           平成16年3月1日
- ・ 調査票締切月日       平成16年3月18日

### 調査対象機関

- ・ 「大学知的財産本部整備事業」に策定された34件の機関及び「特色ある知的財産管理・活用機能支援プログラム」対象の9件の機関。

## 1. 外部人材の活用状況

前(現)職種	人数	大学知的財産本部における職務内容(事例)
(1) 企業	133	知的財産の制度設計及び技術移転、大学発ベンチャー及び企業化研究マネージング、学内シーズ及び企業ニーズ調査・両者のマッチング、特許発掘・出願、権利化、ライセンス交渉、訴訟、法律的諸問題への対応、ポリシーなど規程等の作成、財務管理、知的財産の啓蒙普及、国際ネットワークの構築、知的財産の管理・評価、知的財産法務支援、グループの総括
(2) 銀行	5	中小企業技術相談、ニーズ発掘・シーズ発掘、PR活動、ニーズとシーズのマッチング
(3) 自治体	8	産学官連携に係る企画・立案並びに広報、国際産学官連携に関する業務、TLOとの橋渡し、産業施策等の企画立案
(4) 財団	7	共同研究に関し助成金等の獲得のための情報収集、知的財産の評価
(5) 弁理士等	68	発明等の権利の帰属や特許出願の要否についての調査、研究成果の収集と権利化、特許相談、特許事務所との連絡調整、特許性の評価及び権利化に関する技術的な指導助言、知的財産創出に関する啓蒙活動、普及啓発・人材育成、知的財産の管理・評価
(6) 弁護士等	27	特許化・知的財産に関するリーガルチェック、発明等の権利の帰属及び判定、補償金をめぐる紛争処理、利益相反問題に対する調査広報活動やカウンセリング、学内研修、研究戦略策定支援、市場情報調査、契約(共同研究、受託研究、ライセンス)・法律の指導
(7) 会計士	13	資金管理、経営戦略立案、知的財産・利益相反等に関する調査・情報提供
(8) 税理士	2	税務及び特許出願等業務の指導助言、大学発ベンチャーに対する財務助言
(9) 技術士	13	ニーズ発掘・シーズ発掘、PR活動、ニーズとシーズのマッチング、特許システムの構築 規程関係の整備、教員の持つシーズの目利き、企業等における技術相談、技術アドバイザー
(10) 官公庁関係	6	大学発ベンチャーの創出、税務及び特許出願等の業務指導、特許訴訟における審判、特許審判業務
(11) その他	37	
計	319	

上記の外部人材には、常勤的雇用と非常勤的雇用の人材がともに含まれている。  
 (5) 弁理士等には、弁理士の有資格者だけでなく特許事務所出身者が含まれている。  
 (6) 弁護士等には、弁護士の有資格者だけでなく弁護士事務所出身者が含まれている。  
 (11) その他には、起業コンサルタント、ベンチャーキャピタル役員等が含まれている。



## 2. 学内ルール等の整備状況

事 項 名	整備済	検討中	無し	整備済みの大学
(1) 産学官連携ポリシー	17 (10)	20 (27)	6 (6)	岩手大学、東北大学、筑波大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、横浜国立大学、静岡大学、名古屋大学、大阪大学、九州大学、明治大学、早稲田大学、立命館大学、国立情報学研究所（ほか12機関）、金沢大学、信州大学、岡山大学
(2) 知的財産ポリシー	25 (9)	18 (34)	0 (0)	北海道大学、岩手大学、筑波大学、群馬大学（ほか1機関）、東京大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、東京工業大学、電気通信大学、横浜国立大学、静岡大学、名古屋大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、広島大学、山口大学、徳島大学、九州大学、東海大学（ほか2機関）、国立情報学研究所（ほか12機関）、金沢大学、信州大学、岐阜大学、岡山大学
(3) 職務発明関係	21 (7)	22 (36)	0 (0)	北海道大学、岩手大学、筑波大学、群馬大学（ほか1機関）、東京大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、東京工業大学、横浜国立大学、静岡大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、山口大学、徳島大学、九州大学、東海大学（ほか2機関）、東京理科大学（ほか2機関）、金沢大学、信州大学、岐阜大学、岡山大学
(4) 発明補償関係	19 (8)	24 (35)	0 (0)	北海道大学、岩手大学、筑波大学、群馬大学（ほか1機関）、東京医科歯科大学、東京農工大学、東京工業大学、横浜国立大学、静岡大学、京都大学、大阪大学、神戸大学、九州大学、東海大学（ほか2機関）、東京理科大学（ほか2機関）、明治大学、早稲田大学、立命館大学、岡山大学
(5) 共同研究・受託研究規定関係	16 (5)	27 (38)	0 (0)	岩手大学、筑波大学、東京農工大学、東京工業大学、横浜国立大学、大阪大学、神戸大学、徳島大学、九州大学、熊本大学、東海大学（ほか2機関）、東京理科大学（ほか2機関）、明治大学、早稲田大学、立命館大学、岡山大学
(6) 共同研究・受託研究契約書雛形関係	17 (6)	26 (37)	0 (0)	岩手大学、東北大学、筑波大学、東京農工大学、東京工業大学、横浜国立大学、静岡大学、名古屋大学、大阪大学、徳島大学、九州大学、東海大学（ほか2機関）、東京理科大学（ほか2機関）、日本大学、明治大学、早稲田大学、立命館大学
(7) 研究成果有体物（マテリアル）の取扱い関係	10 (1)	31 (40)	2 (2)	岩手大学、群馬大学（ほか1機関）、東京農工大学、横浜国立大学、静岡大学、京都大学、大阪大学、九州大学、金沢大学、岡山大学
(8) 利益相反ポリシー	11 (2)	32 (41)	0 (0)	東京大学、東京医科歯科大学、東京農工大学、横浜国立大学、静岡大学、名古屋大学、徳島大学、九州大学、国立情報学研究所（ほか12機関）、名古屋工業大学、岡山大学

括弧内の数字は前回（平成15年12月）の調査時点の数字である。  
産学連携ポリシーが無しとなっている大学は、ほとんどが知的財産ポリシーに統合されている場合が多い。

( 1 ) 産学官連携ポリシーの事例

<p>東北大学 産学連携ポリシー</p>	<p>東京医科歯科大学 知的財産取り扱い規則</p>	<p>静岡大学 産学官連携連携ポリシー</p>	<p>名古屋大学 学術憲章</p>
<p>大学における社会貢献は第三の使命。研究中心大学として知の成果を積極的に社会に還元するために、学術成果を産業界等に積極的に技術移転することを通じ、本学における教育と研究の社会的付加価値を高める。</p> <p>大学における知的活動の成果を活用するための組織をおき、産学連携を通じ、国際競争力を持つ我が国産業の発展に貢献する。「産学連携」活動を効果的に推進し我が国の経済・社会の発展に貢献する。</p> <p>地域産業界との持続的な連携を目指す。</p> <p>透明性の高い産学官連携活動を行い、十分な説明責任を果たす。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学内の成果の取り扱い原則</li> <li>・ 本学の教員、職員、学生は在職中の研究成果は知財マネージャに届け出るものとする。</li> <li>・ 本学もしくは公的支給の研究経費使用の研究、本学の施設を利用した研究成果は、権利を承継し本学に帰属させることができる。ただし、協議により個人帰属とすることも可能。</li> <li>・ 学術論文発表、学会発表、講演、著作等の著作権については、本学は承継しない。</li> <li>・ 届け出</li> <li>・ 成果の届け出は以下のとおり             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 発明・考案・意匠</li> <li>(2) 品種</li> <li>(3) データ・プログラム・回路配置</li> <li>(4) 有体物（材料・機械・化合物・細胞・生物など）</li> <li>(5) ノウハウ</li> </ol> </li> <li>・ 帰属             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本学に帰属させる場合 合意による書面により確認。</li> <li>2. 本届出者に帰属させる場合 個人帰属の際も協議を経た後、合意の書面により確認する。</li> <li>3. 本学が承継権利を放棄する場合 本学が放棄を認めた場合、本届出者に対し書面で確認する。</li> </ol> </li> <li>・ 技術移転活動と収入分配（略）             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本学に帰属させる場合                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) イキュベーション</li> <li>(2) 権利化</li> <li>(3) 移転活動</li> <li>(4) 分配</li> <li>(5) 組織改廃異動による分配変更</li> <li>(6) 移転活動のアウトソーシング</li> </ol> </li> <li>2. 本届出者に帰属させる場合                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 移転活動、(2) 分配</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>	<p>社会貢献は、教育、学術研究の二つの使命に加え、大学の第三の使命。この第三の使命を実のあるものとするために次のことを表明する。</p> <p>本学において得られた知の成果を積極的に社会に還元し、人類社会の福祉と発展に寄与する。知の成果を産業界等に積極的に還元することを通じ、本学の教育と研究の社会的付加価値を高めることに努める。</p> <p>産学官連携を推進し、その活動を持続するための組織をおく。</p> <p>産学官連携は、知の成果を社会還元する重要なものであり、積極的な取り組みをする。</p> <p>透明性の高い産学官連携活動を行い、説明責任を果たす。</p>	<p>(抜粋)</p> <p>名古屋大学は、人間と社会と自然に関する研究と教育を通じて、人々の幸福に貢献することを、その使命とする。とりわけ、人間性と科学の調和的発展を目指し、人文科学、社会科学、自然科学をともに視野に入れた高度な研究と教育を実践する。このために、以下の基本目標および基本方針に基づく諸施策を実施し、基幹的総合大学としての責務を持続的に果たす。</p> <p>2. 社会的貢献の基本目標</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 名古屋大学は、先端的な学術研究と国内外で指導的役割を果たしうる人材の養成とを通じて、人類の福祉と文化の発展ならびに世界の産業に貢献する。</li> <li>(2) 名古屋大学は、その立地する地域社会の特性を生かし、多面的な学術研究活動を通じて地域の発展に貢献する。</li> </ol> <p>4. 大学運営の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 名古屋大学は構成員の自律性と自発性に基づく探究を常に支援し、学問研究の自由を保障する。</li> <li>(2) 名古屋大学は、構成員が研究と教育に関わる理念と目標および運営原則の策定や実現に、それぞれの立場から参画することを求める。</li> <li>(3) 名古屋大学は、構成員の研究活動、教育実践ならびに管理運営に関して、主体的に点検と評価を進めるとともに、他者からの批判的評価を積極的に求め、開かれた大学を目指す。</li> </ol>

( 1 ) 産学官連携ポリシーの事例

<p>大阪大学 産学官連携活動理念</p>	<p>九州大学 産学官連携ポリシー</p>	<p>明治大学 産学官連携ポリシー</p>
<p>( 事項のみ抜粋 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 知の時代における科学技術 創造立国を 目指して</li> <li>2. 自由な発想に基づくイノベーションの創出</li> <li>3. 知的財産の創出および活用による秀でた人材 の育成</li> <li>4. 知的創造サイクルの基盤構築のための 産学官連携活動</li> <li>5. 共同研究・受託研究の積極的推進</li> <li>6. 知的財産戦略の積極的推進</li> <li>7. 産学官連携組織の強化とTLOとの 協力・連携</li> <li>8. インキュベーション研究と大学発ベンチャーの推進</li> <li>9. 産学官連携の総合的なコーディネーション活動 の推進</li> <li>10. 有効かつ戦略的情報発信</li> <li>11. 兼業・利益相反マネジメント</li> <li>12. 産学官連携活動ルールの 明文化</li> </ol>	<p>(「続・九州大学の改革の大綱」 企業や市民との 研究協力と交流の強化 ) より抜粋</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中央大企業のみならず、西日本の基幹大学として 地元には本社を置く企業、他地域には本社を置く 企業の西日本の研究所や工場との協力を一層 強化する。</li> <li>2. 自然科学のみならず、地球環境、生命倫理、 地域研究、政策研究等、人文科学・社会科学の 見地も踏まえるべき諸課題について、行政及び 産業界等と協力して総合的に取り組む。</li> <li>3. 産学官の共同研究制度の弾力化と拡大を図る。</li> <li>4. 大学院教育における大学外研究機関との連携 を図る。</li> <li>5. 大学全体として産学官連携に組織的に取り 組む体制を強化する。</li> <li>6. 多様なレベルでの人材交流の拡大を図る。</li> <li>7. 情報の効率的な交換を行う。</li> <li>8. 外部資金の導入の拡大を図る。</li> </ol>	<p>「技術移転事業等における学外交流倫理に対する ガイドライン」において産学官連携ポリシーを 定めている。</p> <p>( 抜粋 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 環境保全・平和利用 技術移転事業等を行っていく上で、地球環境 を常に視野に入れた事業等活動を推進し、省資源・ 省エネルギー・リサイクルに努めるとともに、最先端 の教育・研究技術及び設備の活用並びに環境保全に 資する研究成果の社会への還元によって、地球環境 の保全に積極的に貢献していく。また、軍事利用・ 人権抑圧等平和に反する内容を目的とする事業等 活動及び研究成果の活用は一切行わない。</li> <li>2. 主体性・自主性の尊重 技術移転事業等を実施していく教職員等及び学外 諸機関は大学の主体性や研究者の自主性を尊重し、 大学が行う教育研究に支障が生じることのないよう に配慮しなければならない。</li> <li>3. 情報公開の原則 技術移転事業等を進めていく上で、学外諸機関 に対し、当該技術移転事業等に係る運営方法、進捗 状況、決定事項等の情報提供を行うとともに、事業化 の可能性が高い研究成果についても積極的に公開して いくことを原則とする。 ただし、学外諸機関との交流により知り得た企業等 の情報及び特許等の出願公開前における情報の秘密 保持については、十分注意しなければならない。</li> </ol>

( 1 ) 産学官連携ポリシーの事例

<p style="text-align: center;">早稲田大学 学外機関等との学術研究提携等に関する規則</p>	<p style="text-align: center;">立命館大学 学外交流倫理基準</p>
<p>( ガイドライン )</p> <p>第 1 条 本大学において、学外機関等との間で学術研究提携等を行うにあたり準拠すべき基本原則として、次のガイドラインを定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 . 学問の自由および独立を守ること。</li> <li>2 . 世界の平和および人類の福祉に貢献する研究を行うものとし、軍事研究および軍事開発は行わないこと。</li> <li>3 . 本大学における研究活動の発展および教育の向上に寄与すること。</li> <li>4 . 研究成果の公表を禁止された秘密研究は、行わないこと。 ただし、研究成果の公表時期に関する研究委託者または共同研究者との信頼関係に基づく合理的制約は、この限りでない。</li> <li>5 . 社会的に公正であること。</li> <li>6 . 関連資料を開示の上、民主的な手続きに基づき、提携等に関する意思決定を行うこと。</li> </ol> <p>( 提携等の承認手続等 )</p> <p>第 2 条 学外機関等との学術研究提携等の承認手続等に関する事項は、規程をもって別に定める。</p>	<p>第 2 条 ( 研究等交流の基本原則 ) 学外機関との交流の決定および運用における基準は次に定める自主・民主・公開・平和利用の 4 つの原則に基づくものとする。</p> <p>第 3 条 ( 自主の原則 ) 自主の原則に関しては、次の基準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 研究を担当する本学研究者の自由や創意が尊重され研究者の意思決定の自由が確保されていること。</li> <li>(2) 人事の決定権および拒否権が本学に確保されているなど、交流が大学の自治を侵害するものでないこと。</li> </ol> <p>第 4 条 ( 民主の原則 ) 民主の原則に関しては、次の基準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 決定および運営は、この基準および第 1 条に定める規程に基づいて行われるものであること</li> <li>(2) 審査・決定にあたっては、交流の概要などの必要な資料が示されていること。</li> <li>(3) 決定した交流の概要については、公表されるものであること。</li> </ol> <p>第 5 条 ( 公開の原則 ) 公開の原則に関しては、次の基準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 交流による研究成果については、公開を禁止されたものではないこと。</li> <li>(2) 工業所有権等の取得およびその他合理的理由のため公表を制約する場合は、合理的期間の範囲内とされていること。</li> </ol> <p>第 6 条 ( 平和利用の原則 ) 平和利用の原則に関しては、次の基準とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 軍事開発や人権抑圧など反人類的内容を目的とする研究教育は行わないこと。</li> <li>(2) 交流による研究成果が、明白に本条(1)に定める目的で利用されるものではないこと。</li> </ol>

( 2 ) 知的財産ポリシーの事例

東京医科歯科大学 知的財産取り扱い規則	電気通信大学 知的財産ポリシー	静岡大学 知的財産ポリシー
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学内の成果の取り扱い原則</li> <li>・ 本学の教員、職員、学生は、在職中の研究成果は知財メーソに届け出るものとする。</li> <li>・ 本学もしくは公的支給の研究経費使用の研究、本学の施設を利用した研究成果は、権利を承継し本学に帰属させることができる。ただし、協議により個人帰属とすることも可能。</li> <li>・ 学術論文発表、学会発表、講演、著作等の著作権については、本学は承継しない。</li> <li>・ 届け出</li> <li>・ 成果の届け出は以下のとおり             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 発明・考案・意匠</li> <li>(2) 品種</li> <li>(3) データ・プログラム・回路配置</li> <li>(4) 有体物（材料・機械・化合物・細胞・生物など）</li> <li>(5) ノウハウ</li> </ol> </li> <li>・ 帰属             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本学に帰属させる場合 帰属は合意による書面により確認する。</li> <li>2. 本届出者に帰属させる場合 個人帰属の際も協議を経た後、合意の書面により確認する。</li> <li>3. 本学が承継権利を放棄する場合 本学が放棄を認めた場合、本届出者に対し書面で確認する。</li> </ol> </li> <li>・ 技術移転活動と収入分配（略）             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本学に帰属させる場合                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) インキュベーション</li> <li>(2) 権利化</li> <li>(3) 移転活動</li> <li>(4) 分配</li> <li>(5) 組織改廃異動による分配変更</li> <li>(6) 移転活動のアウトソーシング</li> </ol> </li> <li>2. 本届出者に帰属させる場合                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 移転活動、(2) 分配</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>	<p>( 事項のみ抜粋 )</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的考え方             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電気通信大学の使命・責任及び理念</li> <li>2. 本学の社会貢献面での使命・責任と研究成果の育成・活用に関する考え方                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 社会貢献面での使命と責任</li> <li>(2) 研究成果の育成・活用に関する考え方と本学にとっての知的財産等の位置づけ</li> <li>(3) 本学における教育・研究と知的財産創出の関係</li> </ol> </li> <li>3. 社会貢献面での教職員等の使命と責任</li> <li>4. 知的財産ポリシーの対象者</li> <li>5. 知的財産本部の設置</li> </ol> </li> <li>・ 研究成果等に関する取扱いと権利の帰属・継承等             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 発明及び実用新案                 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 発明の帰属に関する考え方</li> <li>(2) 発明の届け出</li> <li>(3) 評価委員会による発明等の評価・判定</li> <li>(4) 発明の評価と承継手続</li> <li>(5) 本学が承継した発明に基づき取得した特許等の取扱</li> <li>(6) 発明者に対する補償等</li> </ol> </li> <li>2. 意匠権</li> <li>3. 著作権</li> <li>4. 有体物</li> <li>5. 技術情報、ノウハウ等</li> <li>6. 教職員等への知的財産等の返還</li> </ol> </li> <li>・ 知的財産の管理・活用等の推進             <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究成果の実用化に向けた本学の義務</li> <li>2. 知的財産の実施等に伴う発明者等への実績報償</li> <li>3. 知的財産等の学術目的の利用等</li> </ol> </li> <li>・ 共同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方</li> <li>・ 教職員や学生等の守秘義務等</li> <li>・ 知的財産等の管理及び産学官連携の実施・推進体制と責任</li> <li>・ 知的財産等の取扱いに等に関する異議申立て手続き等</li> </ul>	<p>( 抜粋 )</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 基本的考え方             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知財の組織的管理・活用は地域社会貢献としての基本的役割</li> <li>・ 価値ある知財創出を増加し、社会に還元する</li> </ul> </li> <li>2. 知的財産の権利化             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本ポリシーの知財対象は発明、考案、意匠の創作、回路配置の創作、品種の育成、著作物の創作、案出が対象。</li> </ul> </li> <li>3. 発明の帰属             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学の費用、支援、施設設備を利用した研究で教職員が行った発明等（職務発明）は、本学に帰属する。</li> <li>・ 共同研究は貢献度に応じた持ち分割合を帰属。</li> <li>・ 発明者には知財の出願・登録時保証金を支払う。実施・許諾による収益を得た場合は別途補償金を支払う。</li> <li>・ 論文発表等の時期は本学と特許出願時期の調整を図る。</li> </ul> </li> <li>4. 発明の届出及び審査             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発明の届出があった場合には、職務発明、出願の当否、権利の持分割合等を速やかに決定する。</li> </ul> </li> <li>5. 発明の権利化、管理及び活用             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出願・維持費は原則本学が負担</li> <li>・ 承継した知財の管理は知財本部が行う。</li> <li>・ 原則として承継した知財の活用は静岡 TLO に委託する。</li> </ul> </li> <li>6. 大学発ベンチャー企業創出の推進</li> <li>7. 組織事務体制             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 知財戦略の重要事項審議・決定機関として知財戦略会議の設置</li> </ul> </li> </ol>

( 2 ) 知的財産ポリシーの事例

東海大学 知的財産憲章	京都大学 知的財産ポリシー	
<p>知的財産憲章（抜粋）</p> <p>知的財産の保有） ・ 本学における更なる研究・教育のため優先して利用されなければならない、法的な保護や社会に対して有効に公開することが重要。そのため的手段として知財に関する権利を自ら保有する。</p> <p>社会への貢献） ・ 本学の人的・物的資源の提供により、または、学術的及び実用性のある研究成果ないし技術を有効に移転することにより、社会に貢献するよう努める。</p> <p>知的財産取扱規程（抜粋） 参考として提示。</p> <p>（定義） ・ 本規定における知財は、発明、考案、意匠、商標等を指す。 ・ 本規定における「職務創作等」とは次のものを指す。 職務発明：本学の業務範囲に属し、発明等の行為が現在又は過去の職務に属するもの。 （以下略）</p> <p>（権利の帰属） ・ 教職員等の職務創作等に対する特許を受ける権利、登録を受ける権利、著作権、回路配置利用権は本学に帰属する。 ・ 発明をした教職員は出願依頼票により理事長に届け出なければならない。</p> <p>（出願及び申請の決定） ・ 届出については、法人企画調整室総括主幹により内容を決定。</p>	<p>（事項のみ抜粋）</p> <p>I. はじめに - 基本的な考え方 -</p> <p>II. 知的財産権について 一 知的財産権の原則機関帰属 二 権利の承継</p> <p>III. 知的財産の取扱いについて 1. 工業所有権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権）について 一 用語の定義 二 発明の扱い（発明届から特許活用までの流れ） 三 発明者の定義 四 発明者の確定 五 特許等を受ける権利の帰属 六 発明評価委員会 七 権利の承継の決定及び通知 八 譲渡書等の提出 九 発明届の時期と特許法第30条項 十 発明者の協力義務 十一 守秘義務 十二 出願の維持 十三 特許権の存続期間中の維持等 十四 任意譲渡 十五 発明者への補償 十六 特許の不実施に対する大学の措置 十七 研究者等の転職、退職後の取扱い</p> <p>2. 著作権について 一 データベース及びプログラムの取扱い 二 デジタル・コンテンツの取扱い 三 著作者への補償 四 著作財産権の著作者への返還</p>	<p>3. 研究マテリアル等について 一 研究マテリアル等の定義 二 研究マテリアル等を外部に提供する場合 三 外部から研究マテリアル等の提供を受ける場合 四 研究者等の異動に伴う扱い</p> <p>IV. 知的財産の活用推進と諸課題について 1. 特許等のライセンス及びマーケティング 一 特許等ライセンス 二 特許等のマーケティング 2. TLOとの連携 3. 知的財産の係争、訴訟、侵害に対する侵害について 一 特許等を巡る係争、訴訟に対する対応 二 特許等への侵害に対する対応 4. 不服申し立てについて 5. 利益相反・責務相反について</p>

( 3 ) 職務発明関係規定の状況 ( 事例 )

	東京医科歯科大学	静岡大学	京都大学
対象となる職員の範囲	教職員、あるいは学生 ( 研究者 )	専任教職員 客員教員で、研究成果又は、発明等について契約を締結しているもの ( 寄付講座、寄付研究部門の教員を含む ) 研究成果又は発明等について契約を締結しているポスドク、学生、研究員、派遣職員、臨時職員	教員、職員、非常勤職員 客員教授、ポスドク、外国人研究者等であって、かつ京都大学と発明等の取扱いにつき契約がなされている者 共同研究員、受託研究員、日本学術振興会 特別研究員、私学研修員、内地研究員その他、京都大学と発明等の取扱いにつき契約がなされている者
対象となる範囲	在職あるいは在籍中の研究の結果生じた成果	発明 考案 意匠の創作・回路配置・著作物 ( フォンム・データ・系に限る ) 品種の育成 ノウハウ	京都大学の研究者等が京都大学の資金、施設、設備その他の資源を使用して行った研究より生じた知的財産権の対象となる発明
機関帰属の判断基準	本学からあるいは公的に支給された何らかの研究経費を使用して行った研究又は本学の施設を利用して行った研究の結果生じた成果	1. 本学が費用その他の支援をして行う研究等又は本学の施設設備を利用して行う研究等に基づき教職員が行った発明を職務発明と認定し、有用性、事業性、市場性、新規性の点から機関帰属の判断を行う。 2. 機関帰属としない場合、 公共の利益に資するために、その職務発明の普及又は実用化を図る場合 職務発明の権利の承継又は維持が経済的に困難な場合 職務発明の権利の承継又は、維持が本学に著しく不利な状況をもたらす恐れがある場合 発明者が知的財産権を教職員の研究成果をもとに起業する又はベンチャーに活用することが明確な場合。	職務発明とみなされた発明は、京都大学はその知的財産権を承継することとし、これに基づいて知的財産権は研究者等から京都大学に譲渡され、京都大学に帰属する。ただし、特別の事情があると京都大学が認めるときは、知的財産権を発明者に帰属させることができる。
判断する機関・体制	知的財産本部において、最終判断を行う。また、特に知的財産マネージャーが調査検討の上帰属させることができる。	1. 発明審査委員会 知的財産本部内に設置し、職務発明等の該当の当否、機関帰属の是非、特許庁等への出願等の要否ならびに共同出願等の持分割合及び譲渡等の当否等を審査して知的財産本部に答申。 2. 知的財産本部 発明審査委員会の答申を迅速に最終決定	発明の届出を受けた総長は、速やかに当該発明者に受理した旨を通知し、発明評価委員会を開催し、その評価結果をもとに特許等を受ける権利を承継するかどうかを決定する。発明評価委員会は、各拠点 ( 吉田、宇治、桂、医学領域、学術情報 ) ごとに設置予定
職員が異動した場合の取扱い	速やかに本学知的財産マネージャーに届け出る。	特に定め無し	・研究者が他大学から京都大学 に赴任し、発明が京都大学で完成した場合、 ・発明を総長に届け出、当該拠点の発明評価委員会審議により単独の大学発明と判断がされなかった場合、 上記の場合、当該拠点の発明評価委員会の委員長が、事務局の知的財産部の協力を得て、当該大学と持ち分等について話し合う。また、京都大学の研究者等が、他大学等への異動により、京都大学で行っていた研究が他大学等において完成した場合は「京都大学発明規程」に従って、発明完成時に京都大学総長に届け出る。
学生の取扱い	速やかに本学知的財産マネージャーに届け出る。	本学との間で研究成果又は、発明等について契約を締結している学生が職務発明者等となりうる。	京都大学との間で発明等の取扱いについて京都大学発明規程に服することを契約で交わす。

( 3 ) 職務発明関係規定の状況 ( 事例 )

	東海大学ほか	東京理科大学ほか	早稲田大学	立命館大学
対象となる職員の範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任教職員、特任教職員、臨床研修医及び臨床助手、本学と知的財産に関する契約している教職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任職員及び嘱託、非常勤又は臨時的職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学の専任教職員、助手、客員教員（ただし職務発明の取扱いについて契約を交わした者）</li> <li>任用に際して職務発明の取扱いについて契約を交わした者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>専任教職員など本学の業務に従事する者、</li> <li>ポリシーに沿った取扱いを受けることについて本学との間で契約をした者。</li> </ul>
対象となる範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>性質上本学の業務範囲に属し、創作に至った行為が職務に属するもの</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学等の業務範囲に属し、かつ発明等をするに至った行為が大学における当該教職員の現在又は過去の職務に属する発明等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大学が具体的に研究の遂行を業務として認定し、費用その他の支援をして行う研究、またはその研究のために大学が特別に措置した施設設備を利用して行う研究等に基づき、「対象となる教職員」が行った発明等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>その性質上本学の業務範囲に属し、かつ、その発明などをするに至った行為が本学におけるその者の現在または過去の職務に属する発明などを「職務発明など」と規定し、本学がその権利を承継するものとする。</li> </ul>
機関帰属の判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>発明、考案及び意匠の創作に至った行為が本学における教職員等の職務に属するものであるか否か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職務発明か否かを基準としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断基準は非公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用上、「本学が支給または管理する研究経費を使用して行った研究、または本学の資金、施設または設備などの資源を利用して行った研究の結果生じた発明など」は職務発明と認定される。</li> </ul>
判断する機関・体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>学長直轄の知的財産戦略本部及び法人組織の知的財産委員会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京理科大学科学技術交流センター（承認 TLO）への職務発明であるか否かの判断及び承継の要否について諮問。</li> <li>最終判断は理事長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発明審査委員会の審議と理事会の承認を経た上で、大学が決定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発明委員会（従来どおり）</li> </ul>
職員が異動した場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に定め無し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に定め無し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる教職員が退職した場合には、当該発明等が職務発明等に該当する場合の取扱いは職務発明規程による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利譲渡書の提出により本学は権利を承継する。その後、教職員が移動しても権利関係は移動しない。</li> </ul>
学生の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>発明への貢献度の要否</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員以外のものが行った発明等については、発明等を行った本人から理事長に書面により特許を受ける権利の譲渡申し出があった場合は、本規程を準用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に定め無し（現在検討中）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学生の発明は基本的に職務発明の対象とはならない。（リサーチアシスタントなどが、職務として行った発明は対象となる。）</li> <li>学生が権利の譲渡を申し出た場合、発明規程を準用して権利を承継することができる。</li> <li>その結果、実施許諾などにより本学が収入を得た場合、学生に分配金を支払う。</li> <li>この旨は権利譲渡書に盛り込む。</li> </ul>



( 4 ) 発明補償関係規定の状況 ( 事例 )

	東京医科歯科大学	静岡大	京都大学	東海大学ほか																
補償額の算定基準	<p>技術移転により収入が発生した場合、</p> <p>知的財産本部： 15% + 必要経費</p> <p>本屆出者： 控除後残額の 1 / 3</p> <p>本屆出の本学所属部局： 控除後残額の 1 / 3</p> <p>本学本部： 控除後残額の 1 / 3</p> <p>本屆出者が複数の場合は、報奨請求権の持分比率のとおり案分</p>	<p>1. 出願補償金： 出願 1 件について 5 千円</p> <p>登録補償金： 登録 1 件につき 1 万円</p> <p>2. ライセンス補償金 実施料収入： 100 万円まで 50 % 100 万円を超える額 25 %</p> <p>譲渡契約による譲渡対価に対して行うライセンス補償金の額は前項の規定する補償金の額と同様</p>	<p>・ 出願時補償 ( 金額 6,000 円 ) は、発明の届出書に発明者として記載された者に対し行なう。</p> <p>・ 実施補償として、京都大学がこの規則に基づき取得した発明等にかかる権利の運用、または、処分により収入を得た場合、特許出願及び維持費にかかわる経費を除き、残りの部分について発明者、部局、大学に対し定められた率による補償金を配分する。</p> <p>・ 特許収入の金額に応じて、以下のとおり配分率を定めている。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>発明者</th> <th>部局</th> <th>大学</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200 万円未満</td> <td>20%</td> <td>30%</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>500 万円未満</td> <td>35%</td> <td>25%</td> <td>40%</td> </tr> <tr> <td>500 万円以上</td> <td>50%</td> <td>40%</td> <td>30%</td> </tr> </tbody> </table>		発明者	部局	大学	200 万円未満	20%	30%	50%	500 万円未満	35%	25%	40%	500 万円以上	50%	40%	30%	<p>・ 出願時の報奨と契約による一時金等及び実施料等収入の 45% 報奨 ( 上限無し )</p>
	発明者	部局	大学																	
200 万円未満	20%	30%	50%																	
500 万円未満	35%	25%	40%																	
500 万円以上	50%	40%	30%																	
補償方法	<p>収入の一部を本学に分配することに関して協議し、当該分配に関する合意を書面により確認する。その場合、</p> <p>知的財産本部： 15% + 必要経費</p> <p>本学の本部： 控除後残額全部。</p> <p>本屆出者が報奨請求権を放棄した場合は、その金額を本屆出者の所属する研究室あるいは部局に分配する。</p>	<p>ライセンス補償金を発明者等に支払った場合、収益の残額は、次の 及び に定める方式で等分配する。</p> <p>TLO のライセンス活動による場合は本学、研究グループ及び TLO の 3 者による等分配</p> <p>TLO のライセンス活動によらない場合は、本学及び研究グループの 2 者による等分配</p>	<p>・ 研究者個人へは直接配分し、研究室等への配分は、部局の判断に委ねる。</p>	<p>・ 発明者個人</p>																

( 4 ) 発明補償関係規定の状況 ( 事例 )

	東京理科大学ほか	明治大学	早稲田大学	立命館大学												
補償額の算定基準	特許権等を実施して得られた収入から、学校法人が負担した特許権等の権利化に係る経費を除いた額を補償金とする。	<p>【報奨金支給額】</p> <p>ア. 大学が知的所有権を受ける権利を継承した場合： 1 件につき 10,000 円</p> <p>イ. 継承した知的所有権を受ける権利より知的所有権が付与された場合： 1 件につき 20,000 円</p> <p>【ロイヤリティ配分額】</p> <p>大学がロイヤリティを得た場合、管理費としてロイヤリティの 15% を徴収した後、下記の比率に基づき、発明者に配分する。</p> <p>ロイヤリティの金額 ( 年間 )</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">発明者</td> <td style="text-align: right;">大学</td> </tr> <tr> <td>・ 100 万円までの部分</td> <td style="text-align: right;">80%</td> <td style="text-align: right;">20%</td> </tr> <tr> <td>・ 100 万円を超え、 1,000 万円までの部分</td> <td style="text-align: right;">50%</td> <td style="text-align: right;">50%</td> </tr> <tr> <td>・ 1,000 万円を超える部分</td> <td style="text-align: right;">30%</td> <td style="text-align: right;">70%</td> </tr> </table>		発明者	大学	・ 100 万円までの部分	80%	20%	・ 100 万円を超え、 1,000 万円までの部分	50%	50%	・ 1,000 万円を超える部分	30%	70%	<ul style="list-style-type: none"> <li>収入の 15% を管理費として控除する。残余の金額に応じて、次の割合で分配する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>200 万円以下の場合 発明者：70% 大学：30%</li> <li>200 万円を超え、1,000 万円以下の場合 発明者：50% 大学：50%</li> <li>1,000 万円を超える場合 発明者：40% 大学：60%</li> </ul> </li> </ul>	<p>特許を受ける権利の譲渡を受けた場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 件につき 5,000 円</li> </ul> <p>譲渡された特許を受ける権利により特許権を付与された場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 件につき 10,000 円</li> </ul> <p>実施許諾等により収入を得た場合：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>収入の 10%</li> </ul> <p>上記の「10%」は 1992 年に定められたものであるが、今後の改正案において「50%」に引き上げる方向。</p>
	発明者	大学														
・ 100 万円までの部分	80%	20%														
・ 100 万円を超え、 1,000 万円までの部分	50%	50%														
・ 1,000 万円を超える部分	30%	70%														
補償方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>発明者 30%</li> <li>法人管理費 10%</li> <li>発明者の所属する研究室の研究予算 ( 研究者からの申出により学部等に配分することができる ) 30%</li> <li>科学技術交流センター 30%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発明者の選択により、研究者個人の所得あるいは、研究室等へ研究費として配分する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>配分は発明者と大学とで行う。ただし、発明者への配分は、発明者の意思により研究所等へ配分することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校法人立命館が収入を得た場合、その収入から当該特許の出願その他に要した費用を差し引いた残額の 50% を研究者個人に支払う。</li> </ul>												

( 5 ) 共同研究・受託研究関係規定の状況(事例)

	東海大学ほか	東京理科大学ほか	明治大学	早稲大学	立命館大学
知的財産権の帰属の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個別の契約の状況による。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本学と契約先とで、原則として共有としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学と共同研究者あるいは、委託者との協議の上、決めることになっている。</li> <li>・ 原則双方50%ずつとしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として大学との共有とする。</li> </ul>	<p>本学の研究者が単独で知的財産の創作をした場合には、それに係る権利は当該研究者または本学に単独で帰属。学外の交流先企業などの研究者が単独で知的財産の創作をした場合には、それに係る権利は当該研究者または当該交流先企業などに単独で帰属する。本学の研究者と学外の交流先企業などの研究者が共同で知的財産の創作をした場合には、本学側または交流先企業など側に共同して帰属する。</p>
間接経費の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 委託、共同研究費用に対し10%の管理経費と別途消費税額を徴収。</li> <li>・ 管理経費は次年度研究促進費として配算。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本的には、間接経費に相当する法人管理費として直接経費の10%を徴収している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 管理費として、納入された研究費の10%に相当する額を徴収する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として受入れ額の10%を本学が徴収する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 直接経費の10% (従来どおり)</li> </ul>
譲渡・実施権設定の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自己実施なし。</li> <li>・ 譲渡はライセンスを希望する企業により、通常実施権若しくは、独占実施権として貸与。譲渡は有償。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 規程及び契約書とも明文化無し。</li> <li>・ 実施権設定に関しては、共同研究の場合は契約先に対し、優先実施期間を6年と設定しており、受託研究の場合は、別途協議としている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学と共同研究者あるいは、委託者との協議の上決めることになっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学と別途協議して対価等を定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 7年以内の範囲で優先的に実施。</li> <li>・ 今後は、有効に活用されるために適切な方法で、個別柔軟に譲渡・ライセンス方針を決定する。</li> </ul>
不実施補償の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として有償若しくは、相応の対価(特別学術研究、寄付研究)で受け入れ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、規程に明文化するよう検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約書に明記する形で交渉している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大学と別途協議して対価等を定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として求める。</li> </ul>
秘密保持の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 秘密保持契約諸雛型整備の上、契約実施、対応。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機密保持に関する事項について、規程及び契約書に明記している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 必ず契約書に明記している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 契約において定める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学外機関との約束・約定に基づき対応する。</li> </ul>

( 8 ) 利益相反ポリシー ( 事例 )

事 項	東京医科歯科大学 利益相反マネジメントポリシー	名古屋大学 利益相反マネジメントポリシー 利益相反マネジメント規定
目 的	産学官連携の推進にあたり、不可避免的に生じ得る利益相反や責務相反の問題について、大学及び大学職員が公正かつ効率的な実務を行っていく上で常に意識しなければならない姿勢とルールを利益相反マネジメントポリシーにおいて内外に明示。	大学と役員及び職員の行動を制約することではなく、大学と役員及び職員が利益相反の疑いを持たれることを防ぐことにより、大学として社会からの信頼を維持しつつ、産学官連携を推進する環境を整備すること。
基本的考え方	技術移転活動等の産学官連携の推進を公正かつ効率的に行うために、教職員の利益相反が深刻な事態に陥らないよう適正にマネジメントを行い、解決のための措置を講じる。 この場合、法律的に合法であっても、公正かつ効率的な産学官連携の推進のため、大学への社会的信頼（社会的受容性）に則って妥当かどうかの基準を明確にし、遵守するという考え方に基づいて、利益相反のマネジメントを行う。	(1) 名古屋大学は、産学官連携活動を含む社会貢献を公正かつ効率的に推進するために、役員及び職員の利益相反による弊害を抑えるよう努力し、そのための措置（利益相反マネジメント）講じる。 (2) 名古屋大学、役員及び職員は、産学官連携活動を含む社会貢献を推進する上で、利益相反による弊害を抑えることを責務とする。
対 象 者	自分自身で研究費を獲得してくる研究の第一線にある教員（教授、助教授、講師、助手）を対象。 産学官連携に関与するその他の大学教員（技術移転担当者等）ポスドクや大学院生（場合による）	役職員 利益相反マネジメント委員会が指定する者
マネジメント基準	本学における職務に対して個人的な利益を優先させると客観的に見られたり（狭義の利益相反）、個人的な利益があるなしに係わらず本学外部活動へ時間配分を優先させていると客観的に見られたり（責務相反）、という利益相反（広義の利益相反）を生じさせないこと。	特に定め無し
マネジメント対象	特に定め無し	(1) 役職員が学外に対して産学官連携活動を含む社会貢献活動（企業への兼業、共同研究、受託研究等）を行う場合。 (2) 役職員が学外の企業等から一定額以上の金銭（給与、謝金、人員等）の供与若しくは株式等の経済的利益（公的機関から受けたものは含まない）を得た場合。 (3) 役職員が前号の企業等から一定額以上の物品・サービスを購入する場合。 (4) 役職員が大学院生・学生を社会貢献活動に従事させる場合。 (5) その他、委員会が対象とすることを定めた場合。
マネジメント体制	利益相反マネジメント委員会の設置（知財本部用） 利益相反アドバイザーの設置	利益相反マネジメント委員会の設置 （産学官連携推進本部の下）
マネジメント方法	利益相反マネジメント委員会に自己申告書を提出 利益相反アドバイザーのモニタリング及び委員会への報告 利益相反問題への対処に関する研修の実施 委員会のヒアリングやカウンセリングは弁護士等を活用	利益相反自己申告の提出 ヒアリング、カウンセリング、モニタリング 委員会は調査に基づき勧告（以後モニタリング） 勧告に不服の場合は、再審査 研修の実施

### 3 . 知的財産の権利化経費

#### ・経費確保の考え方（検討案）

##### 受託研究の間接経費

###### （事例）

- ・間接経費 30 %の一部を活用（内 15 %を知財費用に充てる）。

##### 共同研究の間接経費

###### （事例）

- ・間接経費 10 %の一部を活用（内 5 %を知財費用に充てる）。
- ・間接経費 10 %を取り、学長が他の予算も合わせ全学的な運用をはかる。

##### 特許実施料収入・ライセンス収入

- ・ライセンス収入の 30 %（当初）～ 15 %（将来）を充てる。

##### 運営費交付金

##### その他以下のような事例があった。

- ・ J S T の特許支援制度
- ・ T L O への委託
- ・競争的資金の間接経費
- ・委任経理金
- ・寄付金（自治体、経済団体、研究機関からの経費の拠出など）
  - ・企業との共同出願